

社会福祉法人峰栄会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会（以下「当法人」という）の役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実績に応じて報酬を支給する。

- 2 常勤役員等の報酬は、月次報酬及び賞与とする。
- 3 非常勤役員等の報酬は、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする

- 2 月次報酬の額は、別表第(削除)1に定めるとおりとする。
- 3 賞与の額は、1年度において月次報酬の額の4.5月分とする。
- 4 通勤手当については職員の通勤手当に準じて支給する。
- 5 職務のため出張したときは職員の旅費に準じて支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする

- 2 報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 職務のため出張したときの旅費は別表3に定めるとおりとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬の支給)

第6条 報酬の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(公表)

第7条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定め

る報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(施行期日)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

区 分	報酬の額
～10年まで	600,000円(月)
～それ以上	700,000円(月)

別表2 (非常勤役員等の報酬)

区 分	報酬の額
評議員選任・解任委員会 評議員会 理事会 監事監査	10,000円(日)

別表3 (旅費)

交通費	日当	宿泊費
実費	5,000円	実費

※理事長が認める諸経費についてはその限りではない。